

新高体連 第28号
平成26年7月7日

新潟県高等学校体育連盟加盟校長 様

新潟県高等学校体育連盟
会 長 平 田 正 樹
(公 印 省 略)

体罰根絶全国共通ルールの運用について (通知)

日ごろ、本連盟の諸事業に御協力をいただき感謝申し上げます。

体罰根絶全国共通ルールの制定については、平成26年5月23日付、新高体連 第20号において通知したところですが、7月1日からの施行・適用に伴い別紙のとおり通知がありました。

体罰禁止の徹底については、毎年、通知等でお願いし、各学校や専門部で取り組んでいただいているところです。改めて別紙事項について御確認いただき、本ルールの適正且つ円滑な運用について教職員、外部指導者を含めた全ての指導者に周知徹底をお願いします。

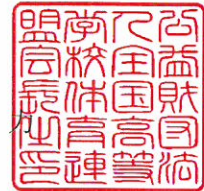
新潟県高等学校体育連盟事務局
理事長 入澤 享
新潟市中央区女池南3-6-1
県立新潟江南高等学校内
TEL・FAX 025-283-0358



26 全国高体連 115 号
平成 26 年 6 月 30 日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野



体罰根絶全国共通ルールの運用について (通知)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本連盟は、体罰の発生を未然に防止するため、平成26年5月20日に体罰根絶全国共通ルールを制定いたしました。昨年11月より、本ルールの制定に当たり、関係者の皆様には、様々な形でご理解、ご協力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、本ルールは平成26年7月1日から施行適用となりますが、この間、本ルールにおける体罰の適用範囲について、都道府県高体連、各競技専門部、私学関係者の皆様から様々なご意見・ご質問を頂戴してまいりました。特に、多かった項目は、本ルールの内容にある、「原則として」という文言の解釈にかかわり、原則をはずれる場合とは、具体的にどのような場合であるかという点についてです。

この点に関しては、今まで、「各加盟校の校長先生方へ」、「運動部活動指導者の皆様方へ」、「体罰根絶全国共通ルールに関するQ&A」の中で、基本的な考え方を記載してまいりましたが、改めて下記事項について、ご確認いただき、本ルールの適正かつ円滑な運用についてご協力方お願いいたします。

記

- 1 本ルールの趣旨は体罰を根絶することであり、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものであること。
- 2 当該指導者の言動が本ルールの適用対象になるかどうかの判断は、第一義的に当該校の校長の判断によること。
- 3 「当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得る」については、今後その事例を積み重ねることにより、信頼性のある基準等を作成していくこと。
- 4 今後、本ルールを運用していく中で、課題等が生じた場合は、各競技専門部が今まで積み上げてきた経験や各中央競技団体における今後の対応の動向等を参考にしながら、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直していくこと。

以 上